令和 6 年度 町民税・県民税 申告の手引き

申告期限: 令和 **6** 年 **3** 月 **15** 日(金)

高浜町役場 税務課(2372-7707)

■町民税・県民税の申告について

令和6年度の町民税・県民税は、令和5年1月1日から令和5年12月31日まで(以下「令和5年中」という。)の所得に対し、 令和6年1月1日現在の住所地で賦課される地方税です。(令和6年1月2日以降に他市町村に転出された方も、高浜町での申告 が必要です。) 町では、この申告書と所得税の確定申告書、給与・年金の報告書等をもとに、町民税・県民税額を決定します。

この申告は、町民税・県民税の税額算定の他、国民健康保険税の算定や軽減、非課税証明書等の発行および町の各種サービスの 資格判定などにも幅広く使われています。そのため、所得の有無にかかわらず申告が必要になります。

■町民税・県民税の申告が必要な方

- (1) 令和6年1月1日現在、高浜町に住所があり、事業所得、不動産所得、雑所得、一時所得などの所得があった方、土地や建 物その他の資産を譲渡した方
- (2) 給与所得者(パート、アルバイトを含む)で、次に該当する方
 - ① 勤務先から高浜町に給与支払報告書が提出されていない方
 - ② 給与以外の所得がある方
- (3) 年金所得者で、確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった方で、次に該当する方
 - ① 公的年金等に係る雑所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除の適用を受ける方
 - ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- (4) 令和5年中に所得がなかった方で、次に該当する方
 - ① 所得証明書や課税証明書などの証明書の発行が必要となる方
 - ② 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の算定など、各種制度を利用するために必要となる方

■町民税・県民税の申告が必要ない方

- (1) 所得税の確定申告書を提出する方
- (2) 給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方

■町民税・県民税の申告に必要なもの

- (1) 個人番号(マイナンバー)確認書類
- (2) 本人確認書類
- (3) 所得を証明する書類
 - ① 給与や年金の源泉徴収票
 - ② 事業主からの支払等の証明書
 - ③ 営業等の収支内訳書、領収書 など
- (4) 各種控除に必要な書類
 - ① 社会保険料の支払金額がわかる書類
 - ② 生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - ③ 医療費控除の明細書、医療保険者からの医療費通知
 - ④ 身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
 - ⑤ 寄付先の団体から交付された寄付金の受領証 など

下記【A】または【B】の提示が必要です。

(郵送で提出される場合は、写しを添付してください。)

個人番号カード(マイナンバーカード)※1

※1 写しの場合は両面必要

マイナンバー記載の住民票の写し または 通知カード※2

運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証※3 など

- ※2 通知カードに記載された氏名、住所が住民票に記載されている内容と一致 している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- ※3 公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合は、「保険者番号」及び「記 号・番号」を塗り潰してください。





1. 所得金額

収入金額から必要経費などを差し引いたものを所得と呼び、税額計算の基礎となります。

次人並はW ラカ安性質 & こと近り打・たらいと/川内と引して 加藤山 井の全能 C & 7 & 7 8					
営業等所得	小売業などの個人事業から生ずる所得。個別に必要経費の計算(収支内訳書)が必要です。				
農業所得	農産物などの生産から生ずる所得。個別に必要経費の計算(収支内訳書)が必要です。				
不動産所得	土地・家屋の貸付などから生ずる所得。個別に必要経費の計算(収支内訳書)が必要です。				
利子所得	預金等の利子などの所得。ただし、源泉徴収された利子所得は、原則申告する必要はありません。				
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、投資信託(一部を除く)の収益の分配による所得。 ※確定申告と異なる課税方式を選択することはできなくなりました。				
給与所得	給料や賃金および賞与などの所得。複数の会社から給与がある場合はすべての給与収入を合計した金額が給与収入金額 になります。給与所得は、下記の「給与所得の計算」で算出してください。				
** ~ /2	公的年金等	厚生年金、国民年金、企業年金などの所得。※遺族年金・障害年金は非課税所得です。 公的年金等の所得は、下記の「公的年金等の計算」で算出してください。			
雑所得	業 務 原稿料、講演料、ネットオークションなどの個人取引、副収入による所得 など				
	その他	生命保険の個人年金などの所得。※保険会社の作成する資料に必要経費が記載されています。			
**************************************	また、その係 ● 短期譲渡	ら生ずる所得。資産によって課税方法が、「総合課税」と「分離課税」に分けられます。 民有期間によって「短期譲渡」と「長期譲渡」に区別されます。 後 保有期間が 5 年以内の資産の譲渡 後 保有期間が 5 年を超える資産の譲渡			
譲渡所得	総合課税	対象資産:船舶、機械、書画、骨董品、貴金属、漁業権、著作権 など 50 万円(譲渡益を限度)の特別控除があります。			
	分離課税	対象資産:土地、建物、有価証券 など 収用等により資産を譲渡した場合は、特別控除額の特例があります。			
一時所得	懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険の一時金などの所得。50万円の特別控除があります。				

※家内労働者の必要経費の特例:家内労働者が、事業所得または雑所得を有する場合、これらの必要経費として 55 万円を控除することができます。ただし、給与所得を有する場合にあっては 55 万円から給与所得控除額を控除した残額となります。

■ 給与所得の計算:収入額を計算式にあてはめて所得に直します。

給与収入の合計額(A)	給与所得の金額	給与収入の合計額(A)	給与所得の金額
~ 550,999	0	$1,628,000 \sim 1,799,999$	(A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 2.4 + 100,000
551,000 ~ 1,618,999	(A) - 550,000	$1,800,000 \sim 3,599,999$	(A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000
$1,619,000 \sim 1,619,999$	1,069,000	$3,600,000 \sim 6,599,999$	(A) ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000
$1,620,000 \sim 1,621,999$	1,070,000	$6,600,000 \sim 8,499,999$	(A) $\times 0.9 - 1,100,000$
$1,622,000 \sim 1,623,999$	1,072,000	8,500,000 ~	() 1 050 000
$1,624,000 \sim 1,627,999$	1,074,000	0, 300, 000	(A) - 1,950,000

- ※所得金額調整控除:次の①または②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得から控除します。
 - ①給与収入が850万以上で次の要件に該当する場合(該当者を所得調整控除欄に記入)
 - a.本人が特別障害者 b.同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者 c.扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以後生)

所得金額調整控除額=給与の収入金額(上限 1,000 万円)-850 万円×10%

②給与所得と公的年金所得の合計が10万円を超える場合

所得金額調整控除額=給与所得額(上限10万円)+公的年金等所得額(上限10万円)-10万円

■ 公的年金等の計算:収入金額を計算式にあてはめて所得に直します。

年齢	公的年金等の収入金額の	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
中國 十	合 計 額 (A)	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超		
65歳未満	$\sim 1,299,999$	(A) - 600,000	(A) - 500,000	(A) - 400,000		
昭和34年	$1,300,000 \sim 4,099,999$	(A) $\times 0.75 - 275,000$	(A) $\times 0.75 - 175,000$	(A) $\times 0.75 - 75,000$		
1月2日	4,100,000 ~ 7,699,999	$(A) \times 0.85 - 685,000$	(A) $\times 0.85 - 585,000$	(A) $\times 0.85 - 485,000$		
以後に	$7,700,000 \sim 9,999,999$	(A) $\times 0.95 - 1,455,000$	(A) $\times 0.95 - 1,355,000$	(A) $\times 0.95 - 1,255,000$		
生まれた方	10,000,000 ~	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000		
65歳以上	$\sim 3,299,999$	(A) - 1,100,000	(A) - 1,000,000	(A) - 900,000		
昭和34年	$3,300,000 \sim 4,099,999$	(A) $\times 0.75 - 275,000$	(A) $\times 0.75 - 175,000$	(A) $\times 0.75 - 75,000$		
1月1日	$4,100,000 \sim 7,699,999$	(A) $\times 0.85 - 685,000$	(A) $\times 0.85 - 585,000$	(A) $\times 0.85 - 485,000$		
以前に	$7,700,000 \sim 9,999,999$	(A) $\times 0.95 - 1,455,000$	(A) $\times 0.95 - 1,355,000$	(A) $\times 0.95 - 1,255,000$		
生まれた方	10,000,000 ~	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000		

2. 所得から差し引かれる金額

	の種類	しらかれる金額	概	要		
雑 損	あなたや、令和 5 年中の総所得金額等の合計額が 48 元の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災難によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控係 【添付書類】 り災証明書、災害関連支出の領収書			次のいずれか多い方の金額		
医療費控除		あなたや生計を一にする配偶者その他 5年中に医療費を一定金額以上支払った 【添付書類】 医療費控除の明細書 ※領収書の添付は不要(5年間保管が必	次のいずれか多い方の金額【限度額 200 万円】 ①支払った医療費 - 総所得金額等の 5% ②支払った医療費 - 10 万円 ※保険等の補填金額は、支払った医療費から差引く			
(どちらかを選択)	セピンメディケーション系	あなたが健康の保持促進など一定の取得生計を一にする配偶者等のために令和定の医薬品購入費が12,000円を超える【添付書類】 セルフメディケーション ※領収書及び一定の取組を行ったこれ書類の添付は不要(5年間保管が必	支払った金額 - 12,000円【限度額88,000円】 ※保険等の補填金額は、支払った金額から差引く			
社会保険料控除		令和 5 年中にあなたが支払った国民健 者医療保険料、介護保険料、国民年金保 の掛金などの控除 【添付書類】 国民年金等の控除証明	支払った金額			
小規模企業共済 等 掛 金 控 除		令和 5 年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金、企 業型年金加入者掛金などの控除 【添付書類】 控除証明書		支払った金額		
		【添付書類】 保険会社等が発行する ※支払った保険料は、配当金や割戻金を 区 分			控除	額
生命保険	食料控除	旧 契 約 平成23年12月31日以前に契約 ・旧一般分 ・旧個人年金分	~ 15,001 円 ~ 40,001 円 ~	15,000 円 40,000 円 70,000 円	(A) $(A) \times 0.5 + (A) \times 0.25 $	- 7,500円
【限度 70,00		新 契 約 平成 24 年 1 月 1 日以後に契約 ・新一般分 ・ 新個人年金分 ・ 介護医療分	12,001 円 ~	12,000 円 32,000 円 56,000 円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- 6,000円
		●旧契約のみ 旧一般分 + 旧個人年金分(限度額 各 35,000 円) ●新契約のみ 新一般分 + 新個人年金分 + 介護医療分(限度額 各 28,000 円) ●新・旧両方 (新+旧)一般分 + (新+旧)個人年金分 + 介護医療分(限度額 各 28,000 円)				
令和5年中にあなたが支払った地震保険料や旧長期損害保険料などの控除 【添付書類】 保険会社等が発行する控除証明書 ※支払った保険料は、配当金や割戻金を差し引いた金額です。						
	食料控除 度額】	地 震 保 除 料	払った保険料(A)∼ 50,000,001円 ∼	2	(A) × 0.5 25,000円	額
	00円		~ 5,000 ,001円 ~ 15,000 ,001円 ~	円 1	(A) (A) × 0.5 + 0,000円	
		あなたが寡婦かひとり親で、令和5年 ※重複の場合はひとり親控除のみが適所 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻	中の合計所得金額が 50 用の対象になります。	00 万円以下であ	る場合の控除	<u>~ ` ° </u>
寡 婦 ひとり		事 婦 ①夫と離婚した後再婚し以下の生計を一にする ②夫と死別した後再婚し	ノていない方で、令和 る扶養親族のある方	5年中の合計所	得金額が48万円	26 万円
		ひとり親 婚姻歴の有無や性別に関 生計を一にする子のある	が48万円以下の	30 万円		

控除の種類	概						
勤労学生控除	あなたが学生や生徒で、令和 5 年中の合計所得金額が 75 万円以下で、勤労によらない 所得(配当所得・不動産所得等)が 10 万円以下の場合の控除						
	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合の控除						
	区分	用	件	あ な た 障害者の ^は		記偶者 または が障害者の場合	
障 害 者 控 除		身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保 健福祉手帳をもらっている方 など			26 万円		
	特別	身体障害者手帳 1級~2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 など			30 万円		
	障害者	同居特別障害者	(老人ホームなど′ の入所者を除く)		. 5	3 万円	
	あなたと生計を	:一にする配偶者がいる場合				じて受けられる控除	
	== /m +	マ の A ミニブ /日 A #E			計所得金額	T	
	配偶者	音の合計所得金額 ニュー	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超	
	配偶者一般480老人480	,000 円以下	33 万円	22 万円	11 万円	同一生計配偶者	
	署 老人 480	,000 円以下(70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円	に✓を記入	
司佣老协 除	480,00	1円~1,000,000円	33 万円	22 万円	11 万円		
配偶者控除配偶者特別控除	西己	1円~1,050,000円	31 万円	21 万円	11 万円		
同一生計配偶者	1,050,001	1円 ~ 1,100,000円	26 万円	18 万円	9 万円	_	
-3	1	1円~1,150,000円	21 万円	14 万円	7万円		
	1 200 001	1 円 ~ 1,200,000 円 1 円 ~ 1,250,000 円	16 万円 11 万円	11 万円 8 万円	6 万円 4 万円	対象外	
	村	1円~1,300,000円	6万円	4 万円	2 万円	-	
	모	1円~1,330,000円	3万円	2 万円	1万円	 	
	1,330,001		0円	0円	0円		
		場者とは、あなたと生計を一にする配偶者で合計所得額が 48 万円以下の人のこと。				- 0	
	おかたレ仕卦な	:一にする扶養親族(令和	5 年中の合計形得名	>婚が 40 〒田い□	て) がいる担合のせ	た『今	
		分の対象を表現である。	生年月		1.) かん・の200円 0713	控除額	
	年少扶養親		2 日以後 ※非課税		用します。	0 円	
	一般扶養親族 平成 20 年 1 月		1日以前 (16歳以上)			33 万円	
扶養 控除	特定扶養親	談 平成 13 年 1 月	平成13年1月2日 ~ 平成17年1			45 万円	
	老人扶養親	混族 昭和 29 年 1 月	1日以前 (70歳)) F) 	說以外	38 万円	
				同居老		45 万円	
	国外居住親族に係る扶養控除適用に伴う書類添付が厳格化されました。詳細については町HPをご覧になるか町 税務課までお問合せください。						
	令和5年中の合	計所得金額が 2,500 万円		<u></u> される控除			
		合計所得金額		担	空 除 額		
基礎控除		2,400 万円以下	43 万円				
基 啶 拴 除		,400万円超 2,450万円以7	下 29 万円				
	2,	,450 万円超 2,500 万円以					
	1 1	2,500 万円超			0 円	1	

3. 税額から差し引かれる金額

控除の種類	概
寄附金控除	令和5年中にあなたが寄付金を支出した場合、支出先や支出額によって寄付金税額控除を受けることができます。 【添付書類】 寄付を受けた団体からの受領書、領収書

この申告の手引きに記載している各種控除等について、地方税法が改正された場合は、改正後の各種控除によって税額を算出しますので、ご了承ください。